



活用できる国や地方自治体の子育て支援について

今回は働く女性の子育てを支援するために国や各地方自治体が行っている取り組みについてご紹介します。

行政では子育てについての不安や悩みを軽減するため、また地域における子育て支援体制を充実させるべく様々な取り組みを行なっています。地方自治体ごとに取り組み内容には若干の相違はありますが、国の指針に基づいて活動していますので全国各地で同様な支援(サービス)を受けることができます。

■地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。全国で 5200 か所以上の拠点にて実施されています。

○事業内容

交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て・子育て支援に関する講習等。

○形態と機能

「ひろば型」 公共施設の空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション等の一室を活用し、常設の広場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取り組みを実施。

「センター型」 保育所、医療施設、公共施設等で実施をし、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として地域支援活動を実施。

「児童館型」 民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取り組みを実施。

○実施主体

市区町村

※実施拠点や利用方法は各市区町村の子育て支援課、子ども課、児童福祉課等でご確認下さい。

■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要と判断された家庭に対しては快適なサービス提供に繋がります。乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を目指しています。



○事業内容

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、相談に応じたり子育て支援の情報を提供します。訪問スタッフは、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、助産師、子育て経験者等で、訪問結果により支援が必要と判断された家庭には、適宜関係者による話し合いを行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供へと繋がります。

○実施主体

市区町村

※運営詳細は各市区町村の子ども課、児童福祉課等でご確認下さい。

※下野市の場合、母子手帳交付時に渡された「お誕生連絡票」を記入し、出生届を提出する際に市民課窓口へ提出します。この連絡票をもとに訪問の連絡が入りますので、希望の日時を伝えます。



■養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要になっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する支援、指導助言等を行います。

○事業内容

産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助、未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導、養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導、児童が児童養護施設を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援。

○実施主体

市区町村

※運営詳細や申し込み方法は各市区町村の子ども課、児童福祉課、子育て支援課等でご確認下さい。

■放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している、おおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。学童クラブ、放課後クラブ等の活動も同様です。

○事業内容

放課後児童の健康管理・安全確保・情緒の安定、遊びの活動への意欲と態度の形成、遊びを通しての自主性・社会性、創造性を培うこと、放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援、その他放課後児童の健全育成上必要な活動。



○実施場所

児童館、学校の余裕教室、学校敷地内専用施設等

○実施主体

市区町村、社会福祉法人、父母会、運営委員会、その他

※拠点詳細や利用方法等については各市区町村の子ども課、児童福祉課、子育て支援課、教育委員会等でご確認下さい。

■ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりなどの事業(病児・緊急預かり対応強化事業)を行っています(自治医大卒業生女性医師支援 NEWS Vol1～Vol4 にて既報)。



○事業内容

保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後または学校の放課後に子どもを預かる、保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かる、買い物等外出の際に子どもを預かる、病児・病後児の預かりや早朝・夜間の緊急預かり対応(平成21年から実施)。

○実施主体

市区町村

※運営詳細や申し込み方法は各市区町村の子育て支援課、子ども課、児童福祉課等でご確認下さい。

次回号(10月発行予定)では「児童館・学童クラブ」の詳細情報をお届けする予定です。

※市区町村への問い合わせなどをお手伝いさせていただきますので下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】 株式会社日本ディケアセンター

東京都千代田区猿樂町2-2-3

TEL 03-3293-1581(代) 携帯 090-2166-0654